

令和6年5月10日（金）午前9時30分より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第2号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第3号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第4号 あっせん申し出について
議案第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年6月10日（月） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は12番、13番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名12番、13番）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第3号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について

議案第4号 あっせん申し出について

議案第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田2筆3, 940㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 親から子に譲るものです。花をしているハウスと5畝くらいの農地を譲渡されます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、申請人が同一のため一括で審議をお願いします。議案第1号2番～7番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番～7番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は畑1筆1, 195㎡の売買で反当り30万円です。

3番は畑1筆281㎡の売買で反当り30万円です。

4番は畑1筆944㎡の売買で反当り30万円です。

5番は畑1筆124㎡の売買で反当り30万円です。

6番は畑1筆392㎡の売買で反当り30万円です。

7番は田1筆548㎡の売買で反当り30万円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 堤防の横の所で売買後は盛土をする予定との話を聞いてます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 金額が安くはないですか。

3番 平田委員 売る方がその金額でいいという話です。耕作する人がいなくて荒れてきているような所です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、申請人が同一のため一括で審議をお願いします。議案第1号8番～9番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号8番～9番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 8番は畑6筆7, 807㎡の売買で39, 035, 000円です。

9番は畑1筆565㎡の売買で2, 542, 500円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号10番の説明をお願いします

<事務局 議案第1号10番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 10番は畑1筆1, 049㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私から聞きたいんやけど何で売買じゃなくて贈与になったと。

6番 久保委員 歳で身体的にできなくなってきたからで、息子もサラリーマンで農業はしてなくて、やるけん誰かしてくれないとどうしようもないという話です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田2筆1, 464㎡の売買で120, 000円です。

2番については田1筆6, 799㎡の売買で3, 467, 490円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について説明>

事務局 辻 基盤強化法による6月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いいたします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については①716㎡の田②168㎡の畑2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名にお願いします。続きまして2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1, 017㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名にお願いします。続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については722㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は矢野委員と秋吉委員の2名にお願いします。続きまして、4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番については①161㎡の畑②58㎡の畑2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は白石委員と山見委員の2名にお願いします。続きまして、5番の説明をお願いします。

事務局 辻 5番については借入希望です。菅野で2反、今川で3反の農地を希望されています。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は花田委員と平田委員と矢野委員の3名にお願いします。

続きまして議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価について説明>

事務局 辻 先月皆様にお配りして最適化活動の自己の点検・評価について記入いただいたものが別紙のとおりです。農業委員会による点検・評価をする必要がありますが、全体としての評語については、集積率・遊休農地解消面積・新規参入の所有者等から同意を得た面積・活動日数の実績による点数で決められたものを記入しております。

18人中15人が「目標に対して期待をやや下回る結果となった」になっており、1人が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっており、2人が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となっています。成果目標の達成状況のうち集積率や遊休農地の解消面積については達成できている割合は高いものの、新規参入についてはあまり達成できていない状況です。なお、点数については活動日数の占める割合が大きく、6日以上で4点、8日以上で8点、13日以上で12点となっており、更に目標である8日であれば4点、超えていれば6点となるため、活動記録簿の提出が重要となっております。令和5年度の全体の月あたり活動日数の平均は6.43日でした。このことで皆様の意見があればいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 柳 どうでしょうか。何か意見がある方はいますか。個人每ではなくて全体としての意見でも構いませんよ。

9番 佐田委員 大堰校区は大雨で毎年水害にあっています。特に江戸橋の下の箇所は大雨で浸かるとゴミなども流れてくるため、耕作できる状況ではなく、何とか維持管理だけはしてもらっているような状況です。町で災害対策を考えてもらわないとどうしようもできない部分があります。

10番 樋口委員 菊池校区も同じ悩みを抱えています。大刀洗川の浚渫工事など災害対策をしてもらわないと、大雨で両脇の土手が低くなっている場所から土砂が入り込んできてしまいます。また、農地が転用されてアパートができたりすると、新しく住む人から消

毒や肥料の臭い、トラクターに付いた泥が道に落ちて汚れてるなどの不満を言われ、農業がやりにくくなってきています。

議長 柳 私の所もそうです。農薬を撒く日には事前に近所の人に洗濯物をしまっておいてもらうようなどとできるだけ声掛けしておくようにしていますが、会えない人にはどうしようもありません。住宅地とくっついている所が作業しにくくなっていきます。農地の中に家を建てているのだからそれくらい理解して欲しいという気持ちはありますが。環境の変化で農業がやりにくくなってきているんだと思います。他に皆さんから意見がなければ事務局でまとめてもらうということでもいいですか。

事務局 辻 最適化活動について総会で出た意見としては、一点目が、遊休農地については、毎年大雨での越水により耕作できない農地があり、行政による災害対策が必要不可欠となっている。二点目が、住宅地付近の農地では肥料の臭いや農薬、機械の騒音、埃、泥などに対する不満の声が出ており、環境の変化により農業がやりにくくなってきており、集積が進まない一因となっている。ということでいかかでしょうか。

議長 柳 それで賛成と思われる委員さんは挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ということになりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 1番は716㎡の畑を1m盛土する改良行為の届出です。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。